

子ども・子育て支援新制度 保育認定(2号・3号認定)を受けた児童の利用者負担について(案)

①変更内容

- ・ 保育料算定の根拠について、主に所得税ベースから主に市民税ベースに変更
- ・ 保育短時間認定の新設(保育所8時間までの利用)

②2号・3号認定にかかる保育料についての基本的な考え方

- ・ 新制度への円滑な移行を図るために、同じ所得の方であれば移行後の保育料に極力変更が生じないよう階層設定を行なうこととした
- ・ 保育短時間認定を受けた児童は、国の基準どおり保育標準時間認定を受けた児童の▲1.7%を基本に設定

③経過措置

- ・ 現在入所中の児童について、新制度への移行の影響を受けて現行制度で計算した保育料と比べて高くなる(階層が上がる)場合は、現行制度の階層とする経過措置を設ける

○現行制度

国階層	市階層	所得税額	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
01	A	生活保護世帯	0	0	0
02	B	市民税非課税世帯	6,900	4,100	4,100
03	C	市民税課税世帯	14,700	11,100	11,100
04	D1	以上 15,000 未満	17,600	15,800	15,800
	D2	15,000 以上 25,000 未満	21,700	19,500	19,500
	D3	25,000 以上 40,000 未満	29,000	25,900	25,900
05	D4	40,000 以上 70,000 未満	36,200	34,100	30,700
	D5	70,000 以上 103,000 未満	44,500	37,900	31,400
06	D6	103,000 以上 203,000 未満	55,300	39,900	33,400
	D7	203,000 以上 413,000 未満	61,000	41,900	35,400
07	D8	413,000 以上 627,000 未満	73,100	43,900	37,400
	D9	627,000 以上 734,000 未満	80,000	43,900	37,400
08	D10	734,000 以上	90,000	43,900	37,400

○新制度

(月額:円)

国階層	市階層	市民税所得割額	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
01	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
02	B	市民税非課税世帯	6,900	6,900	4,100	4,100	4,100	4,100
03	C	48,600 未満	14,700	14,400	11,100	10,900	11,100	10,900
04	D1	48,600 以上 69,500 未満	17,600	17,300	15,800	15,500	15,800	15,500
	D2	69,500 以上 81,600 未満	21,700	21,300	19,500	19,100	19,500	19,100
	D3	81,600 以上 97,000 未満	29,000	28,500	25,900	<u>25,400</u>	25,900	<u>25,400</u>
05	D4	97,000 以上 135,500 未満	36,200	35,500	34,100	33,500	30,700	30,100
	D5	135,500 以上 169,000 未満	44,500	43,700	37,900	37,200	31,400	30,800
06	D6	169,000 以上 231,900 未満	55,300	54,400	39,900	39,200	33,400	32,800
	D7	231,900 以上 301,000 未満	61,000	59,900	41,900	41,100	35,400	34,700
07	D8	301,000 以上 368,000 未満	73,100	71,800	43,900	43,100	37,400	36,700
	D9	368,000 以上 397,000 未満	80,000	78,600	43,900	43,100	37,400	36,700
08	D10	397,000 以上	90,000	88,400	43,900	43,100	37,400	36,700

※B～C：前年度分の市民税の区分が各区分に該当する世帯

※D1～D10：前年分の所得税課税世帯であって、その所得税が各区分に該当する世帯

※小学校就学前の範囲において、最年長のこどもから順に第2子は半額、第3子以降については無料とする。

※ただし、保育単価を限度とする。

※A～D10：現行の階層区分を基本として市民税額を基に階層区分を設定

※小学校就学前の範囲において、最年長のこどもから順に第2子は半額、第3子以降については無料とする。

※ただし、給付単価を限度とする。